



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式

【表紙】

【提出書類】 大量保有報告書

【根拠条文】 法第 27 条の 26 第 1 項に基づく報告書

【提出先】 関東 財務（支）局長

【氏名又は名称】 東京青山・青木法律事務所  
ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所  
（外国法共同事業）  
弁護士 小野 雄 作

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区永田町 2 丁目 13 番 10 号

【報告義務発生日】 平成 18 年 3 月 31 日

【提出日】 平成 18 年 4 月 12 日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】 4 名

【提出形態】 連名

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	株式会社ニチイ学館
会社コード	9792
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証 1 部
本店所在地	東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者） / 1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・テンプルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Franklin Templeton Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	英国 EH3 8BH、スコットランド、エディンバラ、モリソン・ストリート 5
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1985年4月3日
代表者氏名	サラ・エイ・マッキントッシュ
代表者役職	法律・財務担当重役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			145,900
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 145,900

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	145,900
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成18年3月31日現在）	S	36,508,976
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		0.40%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		—

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。
-------

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第 27 条の 26 第 1 項に基づく報告書
【提出先】	関東 財務（支）局長
【氏名又は名称】	東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 （外国法共同事業） 弁護士 小 野 雄 作
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町 2 丁目 1 3 番 1 0 号
【報告義務発生日】	平成 1 8 年 3 月 3 1 日
【提出日】	平成 1 8 年 4 月 1 2 日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	4 名
【提出形態】	連名

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	株式会社ニチイ学館
会社コード	9 7 9 2
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証 1 部
本店所在地	東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ（アジア）リミテッド （Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.）
住所又は本店所在地	香港、セントラル、コノートロード 8、ザ チャーターハウス 1 7 階
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1993年12月1日
代表者氏名	グレゴリー・イー・マクゴワン
代表者役職	取締役
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			539,800
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 539,800
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		

保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	539,800
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成 18 年 3 月 31 日現在）	S	36,508,976
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		1.48%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		—

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。
-------

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第 27 条の 26 第 1 項に基づく報告書
【提出先】	関東 財務（支）局長
【氏名又は名称】	東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 （外国法共同事業） 弁護士 小 野 雄 作
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町 2 丁目 1 3 番 1 0 号
【報告義務発生日】	平成 1 8 年 3 月 3 1 日
【提出日】	平成 1 8 年 4 月 1 2 日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	4 名
【提出形態】	連名

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	株式会社ニチイ学館
会社コード	9 7 9 2
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証 1 部
本店所在地	東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／3】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・コープ (Franklin Templeton Investments Corp.)
住所又は本店所在地	カナダ M5C 3B8、オンタリオ州、トロント、スイート 2101、アデレード ストリート イースト 1
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1982年10月1日
代表者氏名	ブラッド・ボイテンミラー
代表者役職	副社長・チーフカウンセル
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			903,600
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 903,600



信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	903,600
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成18年3月31日現在）	S	36,508,976
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		2.48%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		—

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。
-------

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第三号様式

【表紙】

【提出書類】	大量保有報告書
【根拠条文】	法第 27 条の 26 第 1 項に基づく報告書
【提出先】	関東 財務（支）局長
【氏名又は名称】	東京青山・青木法律事務所 ペーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 （外国法共同事業） 弁護士 小 野 雄 作
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区永田町 2 丁目 1 3 番 1 0 号
【報告義務発生日】	平成 1 8 年 3 月 3 1 日
【提出日】	平成 1 8 年 4 月 1 2 日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	4 名
【提出形態】	連名

第 1 【発行会社に関する事項】

1 【発行会社】

発行会社の名称	株式会社ニチイ学館
会社コード	9 7 9 2
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東証 1 部
本店所在地	東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地

第 2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／4】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	テンプレトン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー (Templeton Investment Counsel, LLC)
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国 33394、フロリダ州、フォート・ローダデイル、スウィート 2100、イースト・ブロード・ブルヴァール 500
旧氏名又は名称	

旧住所又は本店所在地	
------------	--

②【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

③【法人の場合】

設立年月日	1979年10月24日
代表者氏名	ローリー・エー・ウェーバー
代表者役職	副社長・アシスタントセクレタリー
事業内容	投資顧問業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区永田町2丁目13番10号 東京青山・青木法律事務所 ベーカー&マッケンジー外国法事務弁護士事務所 (外国法共同事業) 弁護士 山本直道
電話番号	03-5157-2700

(2)【保有目的】

投資顧問業者として顧客の資産運用を行うため日本株に投資するものであり、純投資を目的としている。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			866,600
新株引受権証書(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 866,600

信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P	
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q	866,600
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R	

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） （平成18年3月31日現在）	S	36,508,976
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S)×100)		2.37%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）		—

(4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当なし。
-------

第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

1【提出者及び共同保有者】

- (1) フランクリン・テンプルトン・インベストメント・マネジメント・リミテッド  
(Franklin Templeton Investment Management Limited)
- 
- (2) フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ (アジア) リミテッド  
(Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.)
- 
- (3) フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ・コープ  
(Franklin Templeton Investments Corp.)
- 
- (4) テンプルトン・インベストメント・カウンスル・エルエルシー  
(Templeton Investment Counsel, LLC)
- 

2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

(1)【保有株券等の数】

	27条の23第3項本文	27条の23第3項第1号	27条の23第3項第2号
株券(株)			2,455,900
新株引受権証券(株)	A	—	G
新株予約権証券(株)	B	—	H
新株引受権付社債券(株)	C	—	I
対象有価証券 カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計(株)	M	N	O 2,455,900
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	P		
保有株券等の数(総数) (M+N+O-P)	Q		2,455,900
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R		

(2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年3月31日現在)	S	36,508,976
上記提出者の 株券等保有割合(%) (Q/(R+S)×100)		6.73%
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		—

**POWER OF ATTORNEY**

Franklin Templeton Investment Management Limited (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 6<sup>th</sup> day of January 2006.

Franklin Templeton Investment Management Limited

By: Sara MacIntosh

Sara A. MacIntosh

Company Secretary

<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・templton・インベストメント・マネジメント・リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2006年1月6日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・templton・インベストメント・  
マネジメント・リミテッド

\_\_\_\_\_  
(署 名)

サラ・エイ・マッキントッシュ  
法律・財務担当重役

上記正訳しました

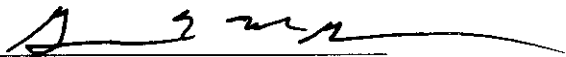
弁護士 小野雄作

**POWER OF ATTORNEY**

Franklin Templeton Investments (Asia) Limited, (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 12 day of January 2006.

Franklin Templeton Investments (Asia) Ltd.

By: 

Gregory E. McGowan

Director



< 訳文 >

## 委 任 状

フランクリン・templton・インベストメンツ（アジア）リミテッド（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2006年1月12日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・templton・インベストメンツ（アジア）リミテッド

\_\_\_\_\_  
(署 名)

グレゴリー・イー・マクゴーン

取締役

上記正訳しました

弁護士 小野 雄 作



**POWER OF ATTORNEY**

Franklin Templeton Investments Corp. (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 5<sup>th</sup> day of January 2006.

Franklin Templeton Investments Corp.

By: 

Brad Beuttenmiller  
Vice President & Chief Counsel, Canada

<訳文>

## 委 任 状

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2006年1月5日日本委任状に適式に署名する。

フランクリン・テンプレトン・インベストメンツ・コープ

\_\_\_\_\_  
(署 名)

ブラッド・ボイテンミラー  
副社長・チーフカウンセル

上記正訳しました  
弁護士 小野雄作




**POWER OF ATTORNEY**

Templeton Investment Counsel, LLC (the "Company") hereby appoints Mr. Yusaku Ono and Mr. Naomichi Yamamoto, attorneys-at-law of Tokyo Aoyama Aoki Law Office at The Prudential Tower, 13-10, Nagatacho 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan as its attorney-in-fact, with full power of substitution and revocation, to represent the Company in connection with (i) the filing with the Director General of the Kanto Financial Bureau of the Notification of Record Date in addition to the Report of Substantial Shareholdings or an Amendment to the Report of Substantial Shareholdings required under the Securities and Exchange Law of Japan (the "SEL") and to send copies of such report to the issuing company and the related stock exchanges in Japan or the Japan Securities Dealers Association, and (ii) such other actions, procedures and things which said attorney-in-fact considers necessary or desirable in connection with the compliance with the SEL.

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned has executed this Power of Attorney this 5<sup>th</sup> day of January 2006

Templeton Investment Counsel, LLC

By: 

Name: Lori A. Weber

Title: Vice President & Assistant  
Secretary

<訳文>

## 委 任 状

テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー（以下「当社」という。）は、東京都千代田区永田町2丁目13番10号 プルデンシャルタワー 東京青山・青木法律事務所 弁護士 小野雄作および弁護士 山本直道を日本において下記の行為を当社のために行う代理権を復代理人の選任権も含めてここに授与し代理人として任命する。

- (1) 日本国における証券取引法に定める大量保有報告書および変更報告書、または基準日の届出書を関東財務局へ提出し、写しを当該株券等の発行会社および上場証券取引所もしくは日本証券業協会へ提出すること。
- (2) その他上記証券取引法に基づき上記代理人が必要又は適当と考えるあらゆる行為を行うこと。

以上を証するために2006年1月5日日本委任状に適式に署名する。

テンプレートン・インベストメント・カウンセル・エルエルシー

\_\_\_\_\_  
(署 名)

ローリー・エー・ウェーバー

副社長・アシスタントセクレタリー

上記正訳しました

弁護士 小野雄作

